

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和 5 年 8 月 7 日

○出席委員（12名）

委員長 山本哲也  
委員 山本欽久  
委員 瀬崎伸一  
委員 濱口正久  
委員 木下順一  
委員 尾崎幹  
議長 河村孝

副委員長 世古雅人  
委員 中村浩二  
委員 南川則之  
委員 戸上健  
委員 板倉広子  
委員 世古安秀

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井太  
議事総務係書記 岡村なぎさ

次長兼  
議事総務係長 平山智博

(午後 1時39分 再開)

○山本哲也委員長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日ご協議いただく案件は、事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項1、「鳥羽の日条例」の制定についてを議題といたします。

詳細については事務局より説明させます。

事務局。

○平山次長兼議事総務係長 事務局、平山です。よろしく申し上げます。

私から、この鳥羽の日条例の小委員会の検討の結果及び内容についてと日程についての詳細について説明のほうさせていただきます。

まず、6月22日から鳥羽の日条例検討小委員会のほうを8月4日、先週の金曜までで小委員会を5回ほど開催してまいりました。そちらで協議してきた内容について、ドライブのほうに共有させていただいています。みんなの鳥羽の日条例（案）という、こちらの案のほうを見ていただけますでしょうか。

よろしいですか。では、内容について説明のほうさせていただきます。

まず、条例の名前なんですけれども、検討の結果、みんなの鳥羽の日条例という名前で小委員会として案として作成されました。

まず、内容について読ませていただきますけれども、前段のほうから読んでいきます。

鳥羽市は、その美しい自然環境や豊かな歴史・文化を誇りとし、地域の活性化と魅力向上を図るために、みんなの鳥羽の日条例を制定する。

続きまして、第1条の目的としまして、「第1条、この条例は、鳥羽に関係するすべての人及び団体等が幸せを実感し、鳥羽市の魅力を広く知らせ、地域の活性化を図ることを目的とする。」として目的のほうを定めております。

続きまして、第2条、こちら鳥羽の日がいつかというのを定めております。

「第2条、鳥羽の日は、10月8日とする。」ということで、鳥羽の日は10月8日と定める形の条文となっております。

続きまして、第3条、こちらには協力・連携についての項目が記載されています。

「第3条、鳥羽に関係するすべての人及び団体等が鳥羽のことを思い、考え、第一条の目的達成に向け、協力・連携し鳥羽の日を楽しみ、盛り上げるよう努めるものとする。」

以上がみんなの鳥羽の日条例（案）という形になります。

こちらについて、本日ご協議をいただきまして概要のほうが固まりましたら、今後の日程になりますけれどもパブリックコメントのほうを行い、9月の議会で発議という形になるんですけれども、今後の日程としましては、本日、認めていただけましたら速やかにパブリックコメントの実施のほうをしたいと思っております。

パブリックコメントにつきましては、8月の末まで実施した上で、その後、出てきた意見への対応とか回答

のほうを行いまして、9月下旬に発議という流れになります。

条文と日程等については、事務局からは以上となります。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

事務局の説明について質問等はありませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 海女さん条例を制定したときに、例規審査委員会や行政のこういう法務を検討する機関に条文について相談してもらったんですけども、これについては相談はもう既に終わったのでしょうか。そういったところへの相談。

○山本哲也委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 執行部のほうに相談のほう、条文についての相談及び、法令上の問題等については相談しています。以上です。

○山本哲也委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ちょっと僕が懸念するのは、第3条の協力・連携で、鳥羽に関係するすべての人及び団体等というのがありますから、全ての市民ということになりますわね。鳥羽に在住する全ての市民ということになります。

ということは、やっぱりこういう法的な規制というのは内心の自由に踏み込めないということになっております。思想・信条の自由と、これは守らなければなりません。

全ての市民が鳥羽のことを思い、考え、第1条の目的達成のために協力して鳥羽の日を楽しんで盛り上げるように努めるものとするというふうになっております。

そうすると、一定の条例による拘束というか、努めてもらうようにするというふうにしたら柔らかい表現にはなっておりますけれども、市民の中にはそういう趣旨には賛成だけれども自分は鳥羽の日のいろんなイベント、それについて自分はそっとしていたいと、参加するつもりはないという市民も僕は結構多いと思うんですよ。そうした場合には、条例でそういった市民の内心に条例で踏み込むというようなことになれば、これはそもそも制定する議会の思いとは反してしまうのではないかと懸念するんです。

ですから、そういう内心の自由との整合性について、それはこの文言は妥当ですよという専門機関の了解というもの、オーケーですよということになったのかどうかということを確認したかったんです。それはオーケーになったということによろしいですか、先ほどの事務局の答弁では。

○山本哲也委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 今回の条例につきましては理念条例になるので、こちらについては問題ないというふうに認識のほうしております。

○山本哲也委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 海女さん条例についても理念条例なんですよ。理念条例だけれども、それを議会が決める、行政が決めるということになると市民に対して一定の拘束力、それを持つわけですので、やっぱり慎重に僕は検討するべきだというふうに思います。

海女さん条例のときは、ぎょうせいという出版物を出しているところがあります。そこに当時濱口さんが議会議務局長でしたけれども、紹介してもらって文言についてこれは妥当かどうかということを検討してもらいました。それで、一部修正した部分もあります。ぎょうせいの指摘によって。

ですから、今回、そういう手だてを踏まれたかということを確認したかったんです。それはもう踏まれたということでもいいのか、それとも理念条例だからそういうものは踏んでおりませんということなのか。

○山本哲也委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 今回、理念条例ということもありましてぎょうせいさんに確認ということまではやっておりませんが、これで問題ないというふうに認識しております。

○山本哲也委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 各地の理念条例、鳥羽の日もそうなんだけれども、乾杯条例というのもあります。乾杯条例もあるし、まちを美しくする条例とか志摩市はそうなんだけれども、そういう条例では、乾杯条例でも自治体のそれは大いにやろうと、自治体としては大いに積極的に取り組むということはどうなっているけれども、全市民が乾杯条例の趣旨に賛同してお酒をたしなみましようとか、そういうことは一切触れてないわけです。そこまですべてと条例が市民の内心の自由に踏み込むということになるもので、それは心得ておるのか、そういうことなんです。

せやもんで、私が思ったのは、そこの第3条の文言について、すべての市民が鳥羽のことを思い、考え、そして協力・連携に努めるということですよ。そうあってほしいと思うけれども、わしはこんなもん鳥羽のことを思ったりというようなことは、強制やない、言わんといてくれと言う市民もいるわけです。その点を条例でこういうものをつくって、そういう文言で言うということについてどうなのかと。

せやから一遍、ぎょうせいという機関がありますから、それにこういう条例を制定しようと思うけれども、こういう文言でいこうと思うけれども、そういう国民の内心の自由に、憲法に定められておるから、それとの整合性はどうかと、問題ありませんかということぐらい僕は問い合わせしてほしいと思うんです。

鳥羽の日条例、これが仮に議会でみんなで決めて、この文言で決めてオーケーということになって、そしてそういう条例は全国で珍しいからネットでも報道機関でも脚光を浴びると思うんです。条例の中身を各自治体の担当者も見るといふふうに思うんです。そうしたときに後ろ指をさされないというか、一切問題はないと、これでオーケーだという自信と確信を持った上でやっぱり議会としては条例を制定する必要があるというふうに思うんです。

制定するというときに、山本議員から提案があったときに、僕は全面的に賛成しました。ぜひともやろうという立場でしたけれども、しかし、条例の文言については慎重に吟味検討する必要があるんじゃないかというのが僕の意見です。そこまで堅苦しく考えやんでもいいんと違うかと、単にみんなで鳥羽の日というのを育てて楽しもうということと呼びかける条例だと、そう捉えてくれというのであれば僕はそれで構わんのだけれども、しかし条例というのを我々議会が定める以上、そこまでやっぱり細かく配慮する必要があるんじゃないかということ、これが僕の意見です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。

これ、ここに至るまでの経緯としまして、先ほど事務局からも説明ありましたけれども、全5回、会議を重ねております。

これ、当初、1回目からこれだけの案やったかという全くそうでもなくて、5回の議論を重ねていく中で削り削られ、付け加え削りというのを繰り返して繰り返してこのような形で提案させていただいております。

戸上委員がおっしゃっていただいた部分に関して、最後言っていたとおりのところなんです。なんとか市民が一体となって盛り上げるような空気を、この条例つくりたいよねというところの中でこういった表現になってきたところでありまして、海女さん条例でも書いてありますとおり、海女さん条例でも市民の役割として情報発信に協力しようとかそういったところをうたってもあるんです。

ですので、市民に対してこれをやるのが絶対やというわけでもありませんし、努めるものとするという言葉になっているところもそういったところでご理解いただければなというふうにも思いますし、戸上委員がおっしゃっていただいた、そこを酌んでいただければなというふうに思います。決して内心の自由に干渉していくような強い意志を持った条例ではないとは思いますが、鳥羽の日を使って鳥羽市が一体となって盛り上がっていくことを目指した部分になるのかなというふうに思いますので。

執行部との調整は済んでおりまして、こういった文言で一応そこはいいんじゃないかというところできておりますので、ご理解いただければと思います。

そのほかご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。ご質問等。

世古委員。

○世古安秀委員 1点だけ。

これまで鳥羽の日とか鳥羽の週とか鳥羽の月とかということで様々な活動がされておりますけれども、離島の人からちょっと声をいただいた、もっと離島のほうにも活動もしてもらいたいし、南鳥羽のほうにも広げてもらうようにしてもらいたいというふうな声がありましたので、これ理念条例ということで鳥羽の人、市の全地域でということになりますけれども、そういう声がありました。そういうところでの活動、事業をぜひ活発にしていきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

ご意見いただきましたけれども、やってもらいたい、やってもらいたいというようなものでもないのかなど。自分たちで行動を起こしながら鳥羽の日を盛り上げていきましょうというところなので、その辺の言葉がそういうふうに自分らで何かしようかというふうなところへ変わってくるようなところを目指しての条例案なのかなというふうに思いますので、その辺も併せてご理解いただければなと。広く市民の方に改めて鳥羽の日条例をつくることの意味とかというところを分かっていたらいいかなというところなんですけれども。そういったところも目指したいところかなというふうに思います。

そのほかご意見ありますでしょうか。

南川委員。

○南川則之委員 小委員会の皆さん、5回の委員会、ありがとうございました。ご苦労さまでした。

先ほどから聞いておりますと、執行部とのいろんな議論を繰り返されて、この条例案ができてきたんだとい

うことで、私はこのままパブリックコメントに上げるということで賛成させていただきます。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

そのほかご質問、ご意見等。

中村委員。

○中村浩二委員 先ほどのほかの委員の中の回答で述べられているところもあるのかなと思いますけれども、改めてこの「みんなの」というところをつけた思いというのをちょっとお聞きしたいです。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

この条例案を考えるに当たってどうしようという話をしながら、鳥羽の日条例でいいのかどうなのかというところで、当初はずっと鳥羽の日条例で来ておったんですけども、きっかけって、ひよんな言葉やっただけで思いうんですけども、何か本当にみんなの条例にしたいよねというようなところから、この「みんなの」という言葉が頭についてみんなの鳥羽の日条例だったらいいんじゃないというふうになったように思いうんですけども、委員の中で説明。

濱口委員。

○濱口正久委員 多分、僕が提案したような気がするんですけども、最初、この条例案って物すごいこの倍以上もあって、それを執行部側とかとのやり取りの中でどんどん削られてきてここまで来たんですけども、それぞれの役割を明確にしたとかそういうもんじゃなくて、行政がどうか何かにしてもらおうとかというような役割じゃなくて、みんなの鳥羽の日ってみんなで鳥羽の日を1日、いろいろなことを、少なくともできることを、楽しむだけじゃなくて考えを、将来とかいろいろなことを鳥羽のことを考える日にしたいなという思いがあって、これはみんなのものなんやという条例という意味でみんなの鳥羽の日条例になったような気がするんです。ですよ。

誰がとかこれができたから何かをしてもらおうとか何かをするというわけじゃなくて、鳥羽の日を考えてみんなでも楽しくせつかなのでそういうふうな思いを、ちょっと少しでも考えていただけるようにきっかけにできればということだったと思います。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

中村委員。

○中村浩二委員 その部分に関しては分かりました。

第2条のところで、みんなのとなっているのに、「鳥羽の日は」となっているんですけども、あくまでこれは正式名称としては「みんなの鳥羽の日」なのか、みんなのというのは先ほどのような思いであって、あくまで「鳥羽の日」なのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

ここの「鳥羽の日」というのは、あくまでも鳥羽の日は10月8日というところなのかなというところで、多分「鳥羽の日は」というふうにしてあると思うんです。

条例名をどうするかという話になったときに、この鳥羽の日というのはさっきも言ってもらったように「みんなの鳥羽の日」にすべきなんじゃないかというところの部分とかいろいろな思いがあって条例名をというふう

なところだったので、鳥羽の日はあくまでも10月8日というところでそのような判断にどうか、そこは「みんなの」をつけましょうか、どうしましょうかというところの議論はなかった……

(「最初あった」の声あり)

○山本哲也委員長 ありましたね。

鳥羽の日のところに関して全部つけるかという話。条例を制定するところには入れて、前文のところには入って、ここには入ってない、そういう話。鳥羽の日は鳥羽の日ということで、条例はみんなの鳥羽の日条例という部分での考え方なんです。

大丈夫ですか。

中村委員。

○中村浩二委員 別物というふうな考えではないんですよね。

○山本哲也委員長 別物というのは。

○中村浩二委員 みんなの鳥羽の日というのと、10月8日鳥羽の日という。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

あくまでも鳥羽の日が10月8日であるということです。

その鳥羽の日が10月8日ということは、みんなのものであるというのがみんなの鳥羽の日というふうになるのかなど。イメージ的に、みんなの後のかぎ括弧が鳥羽の日までついてという感じになるのかなど。そのかぎ括弧の中を説明するのがこの第2条の10月8日ですというふうになるのかなどというところのイメージ。

○中村浩二委員 分かりました。

○山本哲也委員長 こんなんでよろしいですか。

○中村浩二委員 はい、分かりました。

○山本哲也委員長 委員のほうから補足できる方おられましたら。

濱口委員。

○濱口正久委員 認識としては、かぎ括弧が鳥羽の日のことであって、みんなの鳥羽の日条例ということやと思います。

そんな感じでしたよね。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

そのほかご意見。

戸上委員。

○戸上 健委員 確認、しつこいようやけれども、執行部との打合せが終わっておることやけれども、その執行部というのは執行部の例規審査委員会か。それではないのか。

(「行政係」の声あり)

○戸上 健委員 それではないのか。

執行部が条例、いろんな内規をつくったときに例規審査会を開いて、それで文言の妥当性、いろんなほかの条例、国の法令等と整合するのとかということをつたいて鳥羽の例規集に載せるというふうに思うんです。

例規審査委員会、ここが最終的に責任を持つと思うんやけれども、そこに諮ってないというのはどういうこ



とんやろうか。僕は諮るべきやないかというふうに思うんです。たとえ理念条例であっても。

○山本哲也委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 例規審査委員会については、執行部のほうから上がってくる条例については委員会のほうで検討されるんですけども、議会の発議の条例については例規審査委員会では通常諮られてない聞いております。

○山本哲也委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 議会のほうから先にこういうのを決めた上で例規審査委員会に諮ってという段取りになるの。

○山本哲也委員長 いや、例規審査委員会にはもう諮らないということです。

戸上委員。

○戸上 健委員 市の条例をつくるときに例規審査委員会に諮らずに条例をつくると、規則をつくると、そういうことはあり得るのかな。

世古さんや南川さんは元職員やでさ、それは大いにあるという理解か。

○山本哲也委員長 議長、どうぞ。

○河村 孝議長 戸上委員心配されておるのは事務局のほうでリーガルチェックをどうやってかけるのかの話やから、例規審査会でも顧問弁護士に相談するのか違う部署に相談するのか、要はリーガルチェックをかけて法的に問題ないのかを担保したほうがいいというふうな意見が出ておる以上、物理的にそれができるのがまず事務局がチェックをしてあげて、パブリックコメントまでに間に合うのかどうか、それが間に合わないということであればまた次の段階の話になるのではないのかなと。

要は、議会から上げるからには全会一致じゃないと駄目なんです。そんな中で、一人でもそういう不安要素がある中で上げていくということにならないように、それを担保するためにリーガルチェックをかけるということをしたってほしいんですよ。事務局のほうとして。そんな難しい話じゃないと思うけれども。例えば、顧問弁護士に言うて、一回これ条例上げたいんやけれどもチェックしてもらえませんか、それだけでいいと思うけれども。それで法的に何ら問題ないという回答を得たら戸上委員も納得してくれるわけやから。事務局としては全会一致に持っていけるように努力をしてあげるべきやと思いますけれども。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

戸上委員の懸念しておるところはその法的なところの部分、表現の仕方がこれが本当にこのままでいいのかなのかというところの部分で、そこがチェックされておればこれはこれで問題ないという解釈でよろしいですか。

○戸上 健委員 そういうことなんです。

公的な記述になるわけやもんで、条例文になるわけやもんで、それが理念条例であれ一般的な条例であれ、条例に変わらないわけやもんで、それが文言がきっちり確かなものに僕はしておく必要があるというふうに思うんです。

僕は内心の自由に若干抵触するんやないかという懸念を持っておるもんで、例規審査会なりぎょうせいという中央の専門機関のそこでのチェックがあったんですかということ聞いたんですけども、それはないということやもんで、これはさっき議長が提案してもらったように議会事務局のほうから、簡単なことやで、チェ

ックをかけてこれは問題ありませんという回答でしたということを僕はもらえれば、それで文句は全然ないわけです。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

ちょっとスケジュール的なものとかその辺確認しながら、まずクリアしていかなことには皆さん納得できないかというふうに思いますので、その辺1回ちょっと確認とってもらって。

なので、確認は何か形はとってせなあかんのかなというところの部分もあるので。

副委員長。

○世古雅人委員 すみません、総務課の行政係には相談したんですね。事務の法令の、市役所の本家本元の行政係にはこの条例で問題ないですかというのは何っているのが実情です。

○山本哲也委員長 それを分かった上で戸上さんは1回確認とってくれということなんです。根拠をしっかりとってくれという話なんです。

濱口委員。

○濱口正久委員 最終確認の意味でやってもらいましょう。

○山本哲也委員長 そのことでちょっと日程がずれ込む可能性が出てきますので、今のところ、8月1日の広報で上旬から中旬にかけてパブリックコメントを実施すると書いてあったか。

○岡村議事総務係書記 下旬まで。

○山本哲也委員長 下旬までの間で書いてあった。

なので、ちょっと期間が短くなったりとかスタートがちょっと遅れたりする可能性が出てくる可能性はあるのかなというところです。なので、ちょっと確認させていただきます。

仮に、このままでいいよという判断であればそのままいかせてもらおうかなというふうには思うんですけども、仮に引っかかった場合、もう一回皆さんのあれがいるのか、そこは正副委員長に一任いただけるのか。

(「委員長、メール報告でいいんじゃないですか」の声あり)

○山本哲也委員長 よろしいですか。

○河村 孝議長 戸上委員以外は異論ないわけやから、戸上委員がリーガルチェックをクリアしたらオーケーなら全会一致なんで、メールでお知らせでいい。

○山本哲也委員長 分かりました。

よろしいですか、それで。

(「オーケーです」の声あり)

○山本哲也委員長 では、そのような形で進めさせていただきたいというふうに思います。

そのほかご質問、ご意見ある方、いかがでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 事務局にお伺いしたいのが、これ、地方創生の起点になるとなっておるんですね、記念日というのは。地方創生をうたいだしてから、国の方は地域の、いま法律読んでるんだけど、記念日が今後の制定しているかどうかでその指標の一つになるとなっておるんです。日本全国、そういう記念日をつくっておるみたいですね。これ、するしないじゃなしに、それが国から見た地方の一つの指標になるならば、やっぱり

制定しておくべきだと思うし、ただ、一番大事なパブリックは今からやということやで、それはやっぱり最終的に戸上さんが言うように本当に誰もかもがじゃないと思いますから、そこはちゃんとパブリックの中を見た中で今の議論をやれば一番いいかなと思うんです。

やっぱり市民あつての制定やと思いますので、そこら辺、僕の意見として聞いてもらえればありがたいと思います。

以上です。

○山本哲也委員長 ご意見ありがとうございます。

そのほかご質問、ご意見ございます方。

局長。

○岩井事務局長 今回、パブリックコメントをかけさせてはいただくんですが、最終、この意見を基にまだ変わる可能性もありますので、これが最終ではないというだけご理解ください。その意見をもらって、もう一回こうやって議論していただいて、それから上程という形になりますので、あくまでたたき台の案という形でご理解いただければと思います。

○山本哲也委員長 一つ、パブリックコメント、これから募集していく流れになるかと思うんですけれども、パブリックコメントで出てきた意見等の対応においては、また小委員会のほうでさせていただければなというふうにも思いますので、その辺だけご了解いただければなというふうに思います。

小委員会では語り切れないコメント等が出てきた場合、また皆さんを招集させていただいて、この委員会でご判断いただきたいなというふうにも思いますので、併せてよろしく願いいたします。

そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○山本哲也委員長 なければ、先ほど決まったように進めさせていただきたいなというふうに思います。

改めて先ほどの振り返り、取りまとめをさせていただきたいと思います。

まず、その戸上委員ご指摘いただいたところをクリアすることを一番にかけていきたいと。その後、パブリックコメントにかけまして、9月での発議とさせていただきたいというふうに考えております。これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、協議事項2、その他について、委員の皆様より何かご意見、ご提案等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○山本哲也委員長 ないとのことですので、本日の協議事項は全て終了といたします。

これをもちまして議会改革推進特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後 2時12分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年8月7日

議会改革推進特別委員長      山   本   哲   也